

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策  
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			-	-
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	-	-
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	-	-
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	-	-
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	-	-
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

\*1 一説法による対応も含まれる

\*2 各国毎に内容が異なる

\*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

## 17 シンガポール

### 17.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

#### 概要

シンガポールでは、知的財産権に関する模倣品に対する水際措置として、商標権及び著作権の侵害被疑品の輸出入及びトランジットにおける通関保留等が実施されている。ただし、税関登録制度では必ずしも効率的に水際措置が実施できないと考えられており、港湾及び空港において適法な貿易の流れの不当な妨げとなる可能性も考慮し、税関登録制度は設けられていない。

知的財産権の模倣品対策に係る主な行政機関としては表1のものがある。

表1 模倣品対策に関する行政機関の名称<sup>1</sup>

機関名	英語名称 (略称)
シンガポール税関	Singapore Customs
シンガポール警察犯罪捜査部門 特殊犯罪部知的財産権室	Singapore Police Force Criminal Investigation Department Intellectual Property Rights Branch (IPRB)
検事局	Attorney-General's Chambers (AGC)
シンガポール移民登録	Immigration & Checkpoint Authority (ICA)

#### 17.1.1 水際措置の内容及び実施状況

##### (1) 対象となる知的財産法

水際措置の対象となる知的財産権は、商標権及び著作権のみである。また、これらの権利については、主に輸入における侵害被疑品が差止による保護の対象となっている。輸出及びトランジットにおける侵害被疑品については、職権による差止等についての規定はあるが、権利者等からの申立てによる侵害被疑品の差止については規定されていない<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 行政機関の名称及び英語名称については、下記のウェブサイトの情報を参照した。

平成 23 年度特許庁委託事業「模倣対策マニュアル シンガポール編」(JETRO) (2012 年 3 月) URL:

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/sg/ip/pdf/mohou\\_2011\\_re.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/sg/ip/pdf/mohou_2011_re.pdf) (最終アクセス日: 2017 年 3 月 13 日)

外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」～侵害～ シンガポール” URL:<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/Singapore.html> (最終アクセス日: 2017 年 3 月 13 日)

<sup>2</sup> 本調査研究における質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

表2 水際措置に関する規定の有無<sup>3</sup>

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	×	—	×	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※2</sup>
	職権差止	×	—	×	○ <sup>※3</sup>	○ <sup>※4</sup>
輸出	申立差止	×	—	×	×	×
	職権差止	×	—	×	○ <sup>※3</sup>	○ <sup>※4</sup>
トランジット	申立差止	×	—	×	×	×
	職権差止	×	—	×	○ <sup>※3</sup>	○ <sup>※4</sup>
税関登録制度		×	—	×	×	×

※1 根拠となる規定は、商標法第82条

※2 根拠となる規定は、著作権法第140B条

※3 根拠となる規定は、商標法第93A条

※4 根拠となる規定は、商標法第140LA条

## (2) 水際措置の範囲及び担保法

主な担保法としては、シンガポール商標法及び著作権法である。

### <商標法<sup>4</sup>>

#### 第82条 侵害にあたる商品の輸入制限

(1) 登録商標の所有者又は使用権者は、長官に対して、次のことを記載する書面通知を行うことができる。

(中略)

(4) 次の場合、すなわち、

(a) 登録商標に関して本条に基づいて通知が与えられていた場合、

(b) 通知が失効していない又は取り消されていない場合、及び

(c) ある者が通過中の商品ではない商品を輸入し、その商品に認定職員の意見で問題となる登録商標と同一若しくは類似する標章が付されている又はその包装に標章が付されている場合は、授権職員は、商品の差押をすることができる。

(以下、省略)

#### 第93A条 模造商品の留置と検査

(1) 第82条(4)に拘らず、何れの授権職員も、自己が登録商標に係る模造商品であるとの合理的な疑念を有する商品に対して次のことをすることができる。

(a) 次の商品、すなわち

(i) シンガポールに輸入された商品、又はシンガポールから輸出される商品、及

<sup>3</sup> なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

<sup>4</sup> シンガポール商標法(チャプター332)の日本語訳は、以下のサイトの日本語訳を引用した。以下も同じ。特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」～シンガポール商標法～  
URL:<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/shouhyou.pdf> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

び

(ii) シンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されていない、通過中ではない商品を留置すること、又は

(b) 通過中の商品を含むすべての商品を検査すること。

(以下、省略)

<著作権法<sup>5</sup>>

### Copyright Act

140B. Restriction of importation of copies of works, etc.

(1) A person who is the owner of the copyright in any copyright material or a licensee thereof may give the Director-General a written notice (the rest omitted)

(7) If

(a) a notice has been given under this section in respect of copyright material;

(b) the notice has not lapsed or been revoked; and

(c) a person imports copies of the copyright material to which this section applies for the purpose of

(i) selling, letting for hire, or by way of trade offering or exposing for sale or hire, the copies;

(ii) distributing the copies for the purpose of trade;

(iii) distributing the copies for any other purpose to an extent that will affect prejudicially the owner of the copyright in the copyright material; or

(iv) by way of trade exhibiting the copies in public, an authorised officer may seize the copies.

(the rest omitted)

第140B条 著作物の複製物等の輸入制限

(1) 著作物の著作権者又はその実施権者である者は、長官に対して、次に掲げる事項を記載した書面による通知をすることができる。

(中略)

(7) 次に該当する場合、授権職員は、著作物の複製物を差し押さえることができる。

(a) 本条に基づき、著作物に関する通知がなされた場合

(b) 通知が失効していない又は取り消されていない場合

(c) ある者が本条の適用される著作物の複製物を次のいずれかに掲げる目的で輸入する場合

(i) 複製物の販売、賃貸、又は取引の目的での販売若しくは賃貸の申出若しくは陳列

(ii) 取引の目的での複製物の配布

(iii) 著作物の著作権者を害する他の目的での複製物の配布

(iv) 取引の目的での複製物の公の陳列

(以下、省略)

### Section 140LA Detention of infringing copies

(1) Notwithstanding section 140B(4), any authorised officer may

<sup>5</sup> シンガポール著作権法（チャプター63、2006年改訂版）の日本語訳は、本調査研究のための仮訳である。

- (a) detain any copies of copyright material
- (i) that are imported into, or that are to be exported from, Singapore; and
- (ii) that are not goods in transit, unless the copies are consigned to any person with a commercial or physical presence in Singapore; or
- (b) examine any copies of copyright material, including goods in transit, which he reasonably suspects are infringing copies of any copyright material.
- (the rest omitted)

#### 第140LA条侵害複製物の留置

- (1) 第140B条(4)項に関わらず、何れの授権職員も、自己が登録商標に係る模造商品であるとの合理的な疑念を有する商品に対して次のことをすることができる。
- (a) 次の著作権係るものの複製物を留置すること
- (i) シンガポールに輸入されたもの、又はシンガポールから輸出されるもの
- (ii) シンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されていない、通過中ではない商品、又は
- (b) 通過中の物品を含め、著作物の複製物を検査することができる。
- (以下、省略)

### (3) 税関登録制度<sup>6</sup>

シンガポールには税関登録制度がない。一定の情報に基づき侵害品の輸出入の監視を税関当局に求める税関登録制度が、他国において設けられていることはシンガポール税関においても認識されているが、以下の理由から税関での商標等の記録・登録制度では侵害被疑品のコンテナを効率的に絞り込むことはできないと考えられている。

- ・税関登録制度は主に海外から国内市場への模倣品の流入を防ぐためのものである。
- ・シンガポールは知的財産権侵害の発生源でもその主要な目的地でもない

したがって、シンガポールでは、港湾及び空港において適法な貿易の流れを不当に妨害せず、権利者が、具体的に、かつすぐに利用できるような適時の情報を提供する制度が望ましいと考えられている。

### (4) 税関における模倣品の差止から処分までの手続

商標及び著作権の権利者は、税関に対して被疑侵害品輸入差止の申立てを申請する際に、表3のような情報及び担保金の提出が求められる。

<sup>6</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

表3 申立てを申請時に提出を求められるもの<sup>7</sup>

商標	著作権
①輸入業者の氏名	①輸入業者の氏名
②物品が輸入される時と場所(物品が積載されている船舶の名称を含む)	②物品が輸入される時と場所(物品が積載されている船舶の名称を含む)
③物品が侵害品であると考えられている理由を示すもの、並びに差押及び不当な差押の場合に生じる可能性のある損害に対する担保	③物品が侵害品であると考えられている理由が示されているもの、並びに差押及び不当な差押の場合に生じる可能性のある損害に対する担保

当局は、模倣品を押収した後、輸入業者及び申立人に書面による通知を出すことになる。通知には、とりわけ、申立人が指定期間内に侵害訴訟を提起し、当局にその旨を書面により通知しない限りは、当該物品が輸入業者に解放される旨が記載される。

侵害被疑品の差止から処分までの流れは図1のとおりである。

手続	手続の説明
1. 侵害被疑品の輸入制限の申立て	権利者は、侵害被疑品の輸入に異議を申し立てる通知を提出することができる。 (商標法第82条(1); 著作権法第140B条(1))
2. 侵害被疑品の輸入の留置	税関は、侵害被疑品が輸入された場合は、当該侵害被疑品を留置する。 (商標法第82条(4)、第93A条(1)(a); 著作権法第140B条(7)、第140LA条(1)(a))
3. 侵害被疑品の検査	税関は、権利者及び輸入者の代理人と共に当該侵害被疑品の検査を行う。 (商標法第85条、第86条、第93A条(1)(b)、(2); 著作権法第140E条、第140F条、第140LA条(1)(b)、(2))
4. 権利者による訴訟提起	税関は、権利者及び輸入者に差押通知を出す。権利者が、輸入者(侵害被疑者)に対して10営業日以内に訴訟を提起しない限りは、差し押さえられた侵害被疑品は輸入者に解放される。 (商標法第93A条(3); 著作権法第140LA条(3))
5. 留置継続のための裁判所命令	権利者は、訴訟を提起してから3週間以内に、税関による侵害被疑品の留置の継続を申請する。 (商標法第93A条(4); 著作権法第140LA条(4))
6. 侵害被疑品の解放又は裁判所による没収	裁判所は、以下のいずれかを行うことができる。 ・何時であれ、裁判所が適当であると判断する条件がある場合には、その条件に従うことを条件として輸入業者への差し押さえられた侵害被疑品の解放を命じること ・指定期間が終了するまでは、輸入業者への差し押さえられた侵害被疑品の解放を行わないことを命じること ・差し押さえられた侵害被疑品の政府による没収を命じること (商標法第93A条(5); 著作権法第140LA条(5))

図1 税関における侵害被疑品の差止から処分までの流れ<sup>8</sup>

#### <商標法>

##### 第82条 侵害にあたる商品の輸入制限

- (1) 登録商標の所有者又は使用権者は、長官に対して、次のことを記載する書面通知を行うことができる。

<sup>7</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>8</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。



- (a) 自己は、
    - (i) 登録商標の所有者である。又は
    - (ii) 使用権者であり、当該通知を行う権利を有する者である。
  - (b) 当該通知において、登録商標に関連して侵害にあたる商品である商品が取引の目的で輸入されることが予期されることを記載し、かつ
  - (c) 次のために、すなわち、
    - (i) 当該商品を特定し
    - (ii) 当該商品の予期される輸入時期と場所を長官が確定できるようにし、かつ
    - (iii) 当該商品が侵害商品であることを長官に認めさせるために、十分な情報を提供し、
 かつ
  - (d) 自己が当該輸入行為に反対することを記載すること。
- (2) (1)に基づいて行う通知は、本法に基づき制定される規則が定める書類及び情報を裏付けとし、所定の手数料を添付する。
- (3) (1)に基づく通知は、通知が与えられた日に始まる60日の期間の末日まで効果を維持するが、次の者による長官に対する書面通知により、当該期間の末日前に取り消された場合はその限りでない。
- (a) 最初に言及した通知を与える者が登録商標の使用権者であり、当該通知を取り消す権限を有する場合は、当該使用権者により
  - (b) その他の場合においては、その時点で登録商標の所有者である者により
- (4) 次の場合、すなわち、
- (a) 登録商標に関して本条に基づいて通知が与えられていた場合、
  - (b) 通知が失効していない又は取り消されていない場合、及び
  - (c) ある者が通過中の商品ではない商品を輸入し、その商品に認定職員の意見で問題となる登録商標と同一若しくは類似する標章が付されている又はその包装に標章が付されている場合は、授権職員は、商品の差押をすることができる。
- (5) 大臣は、次のものを定める規則を制定することができる。
- (a) 本条に基づく通知の様式
  - (b) 通知を与える時期及び方法、並びに
  - (c) 長官に対する情報及び証拠の提供

#### 第85条 差押通知

- (1) 第82条に基づく商品の差押後速やかに、長官は輸入者及び異議申立人に対して、直接に又は郵送により、商品を特定し、かつ、それらが差し押えられたことを記載する書面通知を与える。
- (2) (1)に基づく通知には、次の場合でない限り、商品を輸入者に解放する旨を記載する。
- (a) 商品に関する侵害訴訟が、通知に定める日から所定の期間内に異議申立人によって開始された場合、及び
  - (b) 異議申立人が、侵害訴訟が開始されたことを記載する書面通知を、当該期間内に

長官に対して与えた場合

(以下、省略)

#### 第86条 差押商品の検査、解放等

- (1) 長官は、異議申立人又は輸入者が差押商品を検査することを許可することができる。
- (2) 異議申立人が必要な保証を与える場合は、長官は、異議申立人による検査のために、差押商品の見本を異議申立人が長官の保管から移動することを許可することができる。

(以下、省略)

#### 第93A条 模造商品の留置と検査

- (1) 第82条(4)に拘らず、何れの授權職員も、自己が登録商標に係る模造商品であるとの合理的な疑念を有する商品に対して次のことをすることができる。
  - (a) 次の商品、すなわち
    - (i) シンガポールに輸入された商品、又はシンガポールから輸出される商品、及び
    - (ii) シンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されていない、通過中ではない商品を留置すること、又は
  - (b) 通過中の商品を含むすべての商品を検査すること。
- (2) (1)(a)に基づき商品が留置されてからできる限り速やかに、長官は、
  - (a) 留置された商品の輸入者、輸出者又は場合により受託者に対して、及び
  - (b) 当該登録商標の所有者に対して書面通知を送付し、それにおいて商品を特定し、商品が留置されたことを記載し、(3)にいう事項を開始する。
- (3) 留置された商品は、その商品の輸入者、輸出者又は場合により受託者に返還される。ただし、所定の期間内に当該登録商標の所有者が次のことをする場合は、その限りではない。すなわち、
  - (a) 留置された商品がシンガポールに輸入された商品であり且つ通過中ではない商品の場合は、当該登録商標の所有者が、
    - (i) 第82条(1)にいう書面通知を長官に送付する場合
    - (ii) 第82条(2)にいう書類及び情報を長官に提出し、手数料を納付する場合、かつ、
    - (iii) 第83条(a)にいう金額を長官に預託し、又は第83条(b)にいう担保を提供する場合、又は
  - (b) 留置された商品が、シンガポールから輸出される商品、又は通過中の商品でありシンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されている場合は、当該登録商標の所有者が、
    - (i) 自己の商標について侵害訴訟を提起する場合
    - (ii) 裁判所の許可による当該商品の更なる留置命令を長官に送達する場合、かつ
    - (iii) 次のため、すなわち、

- (A) 当該商品の留置の結果として政府が被った又はさらに被る虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
- (B) 裁判所が命令する賠償を当該商品の留置により損失又は損害を被る何れかの者に支払うため、長官の意見として十分な金額を長官に預託する場合、又は当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与える場合。
- (4) (3)(b)(ii)にいう裁判所が許可する商品に対する更なる留置命令のすべては、登録商標の所有者が、(3)に基づき所定の期間内に(3)(b)(iii)の規定に従うことを条件とする。
- (5) 裁判所が、(3)(b)にいう商品に対する更なる留置命令を発した場合、
- (a) 留置された商品は、長官が指定した安全な場所に移動され、かつ
- (b) 第86条、第87条及び第89条から第93条までの規定は、必要な変更を加えその商品に対する更なる留置に適用され、当該適用を目的として、
- (i) 異議申立人への言及は、当該登録商標の所有者への言及と解され
- (ii) 輸入者への言及は、留置されたその商品の輸出者又は場合に応じて受託者への言及と解され
- (iii) 差押された商品への言及は、留置されたその商品への言及と解され
- (iv) 商品の差押への言及は、その商品の留置又は更なる留置への言及と解され
- (v) 商品の輸入又は輸入行為への言及は、次のように解される。
- (A) 商品がシンガポールから輸出される商品である場合は、その商品の輸出への言及と解され、又は
- (B) シンガポールにおいて商業上又は実際に存在する者に委託されている通過中の商品の場合は、当該受託者によるその商品の輸入、輸入行為又は輸出への言及と解される。
- (vi) 侵害訴訟への言及は、(3)(b)(i)にいう登録商標侵害に対する訴訟への言及と解され、かつ
- (vii) 留置期間への言及は、(3)にいう所定の期間への言及と解される。

<商標(水際措置)規則<sup>9</sup>>

### **Trade Marks (Border Enforcement Measures) Rules**

#### Rule 3 Notice under section 82(1) of Act

- (1) A notice to the Director-General under section 82(1) of the Act shall be in the form set out in the Schedule.
- (2) The notice shall be accompanied by—
- (a) a statutory declaration that the particulars in the notice are true;
- (b) a fee of \$200;
- (c) a copy of the certificate of registration issued by the Registrar under section 15(5) of the Act in relation to the registered trade mark specified in the notice;

<sup>9</sup> シンガポール商標(水際措置)規則の日本語訳は、本調査研究のための仮訳である。

- (d) evidence that the registration of the registered trade mark was duly renewed at all times; and
  - (e) where the notice is given by a person as agent for the proprietor or licensee of the registered trade mark (whichever is appropriate), evidence of the authority of the person giving the notice.
- (3) The proprietor or licensee of the registered trade mark may appoint another person to act as his agent for the purpose of giving the notice.

規則3商標法第82条(1)に基づく通知

- (1) 商標法第82条 (1) に基づく長官に対する通知は、付則に定められている形態によるものとする。
- (2) 通知には、次に掲げるものを添付する。
  - (a) 通知に記載されている事項が正しい旨の法定の宣言
  - (b) 200ドルの手数料
  - (c) 通知に明記されている登録商標に関して、商標法第15条 (5) に基づき登録官により交付された登録証の謄本
  - (d) 登録商標の登録が常に適切に更新されたことの証拠
  - (e) 登録商標の所有権者又は実施権者 (いずれか該当する者) の代理人である者により通知がなされた場合、通知をする者の授權証書
- (3) 登録商標の所有権者又は実施権者は、通知をするために別の者を代理人に任命することができる。

<著作権法>

### Copyright Act

140B. Restriction of importation of copies of works, etc.

- (1) A person who is the owner of the copyright in any copyright material or a licensee thereof may give the Director-General a written notice
  - (a) stating that he is
    - (i) the owner of the copyright in the copyright material; or
    - (ii) a licensee thereof having the power to give such a notice;
  - (b) stating that copies of the copyright material which are infringing copies are expected to be imported;
  - (c) providing sufficient information
    - (i) to identify the copies of the copyright material;
    - (ii) to enable the Director-General to ascertain the time when and place where the copies are expected to be imported; and
    - (iii) to satisfy the Director-General that the copies are infringing copies; and
  - (d) stating that he objects to such importation.
- (2) A notice given under subsection (1) shall be supported by such documents and information as may be prescribed in regulations.
- (3) Subject to subsection (4), this section shall apply to copies of copyright material made wholly or partly outside Singapore the making of which was carried out without the consent of the owner of the copyright.
- (4) This section shall not apply to copies of copyright material which are goods in transit.

- (5) Unless it is revoked under subsection (6), a notice under subsection (1) shall remain in force until-
- (a) the end of the period of 60 days commencing on the day on which the notice was given; or
  - (b) the end of the period for which the copyright in the copyright material to which the notice relates is to subsist, whichever is the earlier.
- (6) A notice under subsection (1) may be revoked by written notice given to the Director-General by the person who gave the first mentioned notice or by a subsequent owner of the copyright in the copyright material to which the notice relates.
- (7) If
- (a) a notice has been given under this section in respect of copyright material;
  - (b) the notice has not lapsed or been revoked; and
  - (c) a person imports copies of the copyright material to which this section applies for the purpose of
    - (i) selling, letting for hire, or by way of trade offering or exposing for sale or hire, the copies;
    - (ii) distributing the copies for the purpose of trade;
    - (iii) distributing the copies for any other purpose to an extent that will affect prejudicially the owner of the copyright in the copyright material; or
    - (iv) by way of trade exhibiting the copies in public, an authorised officer may seize the copies.
- (8) The Minister may make regulations to provide for
- (a) the forms of notices under this section;
  - (b) the times at which, and the manner in which, notices are to be given; and
  - (c) the giving of information and evidence to the Director General

第140B条 著作物の複製物等の輸入制限

- (1) 著作物の著作権者又はその実施権者である者は、長官に対して、次に掲げる事項を記載した書面による通知をすることができる。
- (a) 自身が、次のいずれかに該当する者であること
    - (i) 著作物の著作権者
    - (ii) その実施権者であつて、当該の通知をする権限を有すること
  - (b) 侵害複製物である著作物の複製物の輸入が予想されること
  - (c) 次に掲げる十分な情報を提供すること
    - (i) 著作物の複製物を特定するもの
    - (ii) 長官が当該複製物の輸入が予想される時間と場所を確認できるようにするもの
    - (iii) 長官に当該複製物が侵害複製物であることを納得させるもの
  - (d) 自身が、そのような輸入に異議を申し立てること
- (2) 第1項に基づきなされた通知は、規則に定められている文書及び情報により裏付ける。
- (3) 第4項に従つて、本条は、シンガポール国外で全部又は一部が製造された著作物の複製物であつて、その製造が著作権者の承諾を得ずに実行されたものに適用される。
- (4) 本条は、通過中の物品である著作物の複製物には適用しない。
- (5) 第6項に基づき取り消されない限りは、第1項に基づく通知は、次のいずれかに掲げる時のうち期日が

- 早い方まで効力を維持する。
- (a) 通知がなされた日を開始日とする60日の期間が終わるまで
  - (b) 通知が関係する著作物に対する著作権の存続期間が終わるまで
- (6) 第1項に基づく通知は、その通知をした者又は通知の関連する著作物に対する著作権のその後の所有者により長官に対してなされる書面による通知により取り消すことができる。
- (7) 次に該当する場合、授権職員は、著作物の複製物を差し押さえることができる。
- (a) 本条に基づき、著作物に関する通知がなされた場合
  - (b) 通知が失効していない又は取り消されていない場合
  - (c) ある者が本条の適用される著作物の複製物を次のいずれかに掲げる目的で輸入する場合
    - (i) 複製物の販売、賃貸、又は取引の目的での販売若しくは賃貸の申出若しくは陳列
    - (ii) 取引の目的での複製物の配布
    - (iii) 著作物の著作権者を害する他の目的での複製物の配布
    - (iv) 取引の目的での複製物の公の陳列
- (8) 大臣は、次の事項を規定するために規則を定めることができる。
- (a) 本条に基づく通知の形態
  - (b) 通知をするべき時期及びその方法
  - (c) 長官への情報及び証拠の提供

#### Section 140LA Detention of infringing copies

- (1) Notwithstanding section 140B(4), any authorised officer may
- (a) detain any copies of copyright material
    - (i) that are imported into, or that are to be exported from, Singapore; and
    - (ii) that are not goods in transit, unless the copies are consigned to any person with a commercial or physical presence in Singapore; or
  - (b) examine any copies of copyright material, including goods in transit, which he reasonably suspects are infringing copies of any copyright material.
- (2) As soon as practicable after the copies of copyright material are detained under subsection (1)(a), the Director-General shall give
- (a) to the importer, exporter or consignee, as the case may be, of the detained copies; and
  - (b) to the owner of the copyright in the copyright material, a written notice identifying the copies, stating that they have been detained and setting out the matters referred to in subsection (3).
- (3) The detained copies of copyright material shall be released to the importer, exporter or consignee, as the case may be, of the copies, unless, within the prescribed period, the owner of the copyright in the copyright material
- (a) in the case of copies that are imported into Singapore and that are not goods in transit
    - (i) gives the Director-General the written notice referred to in section 140B(1);
    - (ii) submits to the Director-General the documents and information referred to in section 140B(2); and
    - (iii) deposits with the Director-General the sum of money referred to in section 140C(a) or gives the security referred to in section 140C(b); or
  - (b) in the case of copies that are to be exported from Singapore or copies that are

goods in transit and consigned to a person with a commercial or physical presence in Singapore

- (i) institutes an action for the infringement of his copyright;
  - (ii) serves on the Director-General an order of the court authorising the further detention of the copies; and
  - (iii) deposits with the Director-General a sum of money that, in the opinion of the Director-General, is sufficient to
    - (A) reimburse the Government for any liability or expense it has and is likely to further incur as a result of the detention of the copies; and
    - (B) pay such compensation to any person who suffers loss or damage as a result of the detention of the copies as may be ordered by the court, or gives security, to the satisfaction of the Director-General, for the reimbursement of the Government for any such liability or expense and the payment of such compensation.
- (4) Every order of the court authorising the further detention of copies under subsection (3)(b)(ii) shall be subject to the condition that the owner of the copyright in the copyright material complies with subsection (3)(b)(iii) within the period prescribed under subsection (3).
- (5) Where the court has made an order authorising the further detention of copies under subsection (3)(b)(ii)
- (a) the detained copies shall be taken to such secure place as the Director-General directs; and
  - (b) sections 140F and 140G and 140I to 140L shall apply, with the necessary modifications, to the further detention of the copies, and for the purposes of such application
    - (i) any reference to the objector shall be read as a reference to the owner of the copyright in the copyright material;

#### 第140LA条侵害複製物の留置

- (1) 第140B条(4)項に関わらず、何れの授權職員も、自己が登録商標に係る模造商品であるとの合理的な疑念を有する商品に対して次のことをすることができる。
- (a) 次の著作物の複製物を留置すること
    - (i) シンガポールに輸入されたもの、又はシンガポールから輸出されるもの
    - (ii) シンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されていない、通過中ではない商品、又は
  - (b) 通過中の物品を含め、著作物の複製物を検査することができる。
- (2) (1)(a)に基づき著作物の複製物が留置されてからできる限り速やかに、長官は、
- (a) 留置された複製物の輸入者、輸出者又は場合により受託者に対して、及び
  - (b) 当該著作物の著作権の所有者に対して書面通知を送付し、それにおいて複製物を特定し、複製物が留置されたことを記載し、(3)にいう事項を開始する。
- (3) 留置された著作物の複製物は、その商品の輸入者、輸出者又は場合により受託者に返還される。ただし、所定の期間内に当該著作物の著作権の所有者が次のことをする場合は、その限りではない。すなわち、
- (a) 留置された複製物がシンガポールに輸入された商品であり且つ通過中ではない商品の場合は、当該

- 著作物の著作権の所有者が、
- (i) 第140B条(1)にいう書面通知を長官に送付する場合
  - (ii) 第140B条(2)にいう書類及び情報を長官に提出し、手数料を納付する場合、かつ、
  - (iii) 第140C条(a)にいう金額を長官に預託し、又は第140C条(b)にいう担保を提供する場合、又は
- (b) 留置された複製物が、シンガポールから輸出される商品、又は通過中の商品でありシンガポールにおいて商業上又は実際に存在する何れかの者に委託されている場合は、当該著作物の著作権の所有者が、
- (i) 自己の著作権について侵害訴訟を提起する場合
  - (ii) 裁判所の許可による当該複製物の更なる留置命令を長官に送達する場合、かつ
  - (iii) 次のため、すなわち、
    - (A) 当該複製物の留置の結果として政府が被った又はさらに被る虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
    - (B) 裁判所が命令する賠償を当該複製物の留置により損失又は損害を被る何れかの者に支払うため、長官の意見として十分な金額を長官に預託する場合、又は当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与える場合。
- (4) (3)(b)(ii)にいう裁判所が許可する複製物に対する更なる留置命令のすべては、著作物の著作権の所有者が、(3)に基づき所定の期間内に(3)(b)(iii)の規定に従うことを条件とする。
- (5) 裁判所が、(3)(b)にいう複製物に対する更なる留置命令を発した場合、
- (a) 留置された複製物は、長官が指定した安全な場所に移動され、かつ
  - (b) 第140F条、第140G条及び第140I条から第140L条までの規定は、必要な変更を加えその複製物に対する更なる留置に適用され、当該適用を目的として、
    - (i) 異議申立人への言及は、当該著作物の著作権の所有者への言及と解され
    - (ii) 輸入者への言及は、留置されたその複製物の輸出者又は場合に応じて受託者への言及と解され
    - (iii) 差押された複製物への言及は、留置されたその複製物への言及と解され
    - (iv) 複製物の差押への言及は、その複製物の留置又は更なる留置への言及と解され
    - (v) 複製物の輸入又は輸入行為への言及は、次のように解される。
      - (A) 複製物がシンガポールから輸出される複製物である場合は、その複製物の輸出への言及と解され、又は
      - (B) シンガポールにおいて実際に存在する者に委託されている通過中の商品の場合は、当該受託者によるその商品の輸入、輸入行為又は輸出への言及と解される。
  - (vi) 侵害訴訟への言及は、(3)(b)(i)にいう著作物の著作権侵害に対する訴訟への言及と解され、かつ
  - (vii) 留置期間への言及は、(3)にいう所定の期間への言及と解される。

#### 140E. Notice of seizure

- (1) As soon as is practicable after copies are seized under section 140B(7), the Director-General shall give to the importer and the objector, either personally or by post, a written notice identifying the copies and stating that the identified copies have been seized.
- (2) A notice under subsection (1) shall state that the copies will be released to the importer unless
- (a) an action for infringement of copyright in respect of the copies is instituted by the objector within a specified period from the day specified in the notice; and
  - (b) the objector gives written notice to the Director-General within that period stating that the action for infringement of copyright has been instituted.
- (the rest omitted)

#### 第140E条 差押通知

- (1) 第140B条(7)に基づく複製物の差押後速やかに、長官は輸入者及び異議申立人に対して、直接に又は郵送により、複製物を特定し、かつ、それらが差し押えられたことを記載する書面通知を与える。



- (2) (1)に基づく通知には、次の場合でない限り、複製物を輸入者に解放する旨を記載する。
- (a) 複製物に関する著作権の侵害訴訟が、通知に定める日から所定の期間内に異議申立人によって開始された場合、及び
  - (b) 異議申立人が、著作権の侵害訴訟が開始されたことを記載する書面通知を、当該期間内に長官に対して与えた場合
- (以下、省略)

#### 140F. Inspection, release, etc., of seized copies

- (1) The Director-General may permit the objector or the importer to inspect the seized copies.
- (2) If the objector gives the Director-General the requisite undertakings, the Director-General may permit the objector to remove one sample of the seized copies from the custody of the Director-General for inspection by the objector.  
(the rest omitted)

#### 第140F条 差押複製物の検査、解放等

- (1) 長官は、異議申立人又は輸入者が差押複製物を検査することを許可することができる。
  - (2) 異議申立人が必要な保証を与える場合は、長官は、異議申立人による検査のために、差押複製物の見本を異議申立人が長官の保管から移動することを許可することができる。
- (以下、省略)

### (5) 費用負担

税関における侵害被疑品の差止等にかかる費用負担については、差止等の申立人（権利者）の負担となる。

#### <商標法>

#### 第83条 差押の債務又は費用に対する担保

授權職員は、第82条に基づいて商品の差押を拒絶することができるが、次の場合を除く。

- (a) 長官の意見で、次のために十分な金額を異議申立人が長官に預託している場合
  - (i) 商品の差押の結果として生じる虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するため、及び
  - (ii) 第89条(2)若しくは第90条(6)に基づき、裁判所が命じる賠償を支払うため、又は
- (b) 異議申立人が、当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与えている場合

#### <著作権>

#### 140C. Security for liability or expense of seizure

An authorised officer may refuse to seize copies under section 140B(7) unless

- (a) the objector has deposited with the Director-General a sum of money that, in the opinion of the Director-General, is sufficient to reimburse the Government for any liability or expense it is likely to incur as a result of the seizure of the copies and pay such compensation as may be ordered by the

court under section 140I(7) or 140IA(2); or

(b) the objector has given security, to the satisfaction of the Director-General, for the reimbursement of the Government for any such liability or expense.

第140C条 差押の債務又は費用に対する担保

授権職員は、第140B条(7)に基づいて複製物の差押を拒絶することができるが、次の場合を除く。

- (a) 異議申立人が、長官の意見で、複製物の差押の結果として生じる虞のある債務若しくは費用を政府に弁済するための、及び第140I条(7)若しくは第140IA条(2)に基づき、裁判所が命じる賠償を支払うための、十分な金額を長官に預託している場合、又は
- (b) 異議申立人が、当該債務若しくは費用の政府に対する弁済及び当該賠償の支払のために、長官が納得するように担保を与えている場合

## (6) 税関と権利者等の連携について

前記の侵害被疑品の差止の手續における税関と権利者のやりとりに加えて、権利者は知的財産権の侵害に関して自身がもつ情報を税関と共有するように交渉することができる。

## (7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

シンガポールでは差止件数の統計調査は実施されているが、調査結果については公表されていない<sup>10</sup>。

### 17.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

#### (1) 概要

シンガポールでは、特定の知的財産権の侵害行為に対して、刑法上の罪として罰則が設けられている。以下では、特に、営業秘密の不正取得、不正ラベル・不正包装の故意の使用及び映画盗撮に関して記載する。

表4 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要<sup>11</sup>

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	5,000ドル以下の罰金刑又は2年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処し、再犯の場合には、10,000ドル以下の罰金刑又は3年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処す。	コンピュータの不正使用及びサイバーセキュリティ法第3条又は刑法 <sup>*1</sup>
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	登録商標を商品又はサービスへ不正適用：有罪とし、10万ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。	商標法第47条
	商標を不正に適用した商品の輸入又は販売：商標が不正に適用された商品又は事物ごとに1万ドル以下（ただし、総額で10万ドル以下）の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。	商標法第49条
映画の盗撮に関する刑事罰規定	その者が展示、配布又は複製した各映画につき500ドル以上の罰金刑（ただし、総額40,000ドルを超えない）又は6か月以下の拘禁刑又はそれらの併科	映画法第21条

\*1 営業秘密の不正取得の案件により異なる

<sup>10</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>11</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく

**(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定<sup>12</sup>**

シンガポールでは、営業秘密の不正取得に対して案件に応じて刑事罰が規定されている。特にコンピュータの不正アクセスによる取得については、特別法が設けられている。その他の手段による不正取得については、シンガポール刑法により刑罰が科される。

<コンピュータの不正使用及びサイバーセキュリティ法<sup>13</sup>>

Computer Misuse and Cybersecurity Act (Chapter 50A)

Section 3 Unauthorised access to computer material

- (1) Subject to subsection (2), any person who knowingly causes a computer to perform any function for the purpose of securing access without authority to any program or data held in any computer shall be guilty of an offence and shall be liable on conviction to a fine not exceeding \$5,000 or to imprisonment for a term not exceeding 2 years or to both and, in the case of a second or subsequent conviction, to a fine not exceeding \$10,000 or to imprisonment for a term not exceeding 3 years or to both.
- (2) If any damage is caused as a result of an offence under this section, a person convicted of the offence shall be liable to a fine not exceeding \$50,000 or to imprisonment for a term not exceeding 7 years or to both.
- (3) For the purposes of this section, it is immaterial that the act in question is not directed at
  - (a) any particular program or data;
  - (b) a program or data of any kind; or
  - (c) a program or data held in any particular computer.

第3条 コンピュータ素材への不正アクセス

- (1) 第2項に従って、いずれかのコンピュータに保存されているプログラム又はデータへの権限のないアクセスを確保する目的で、故意にコンピュータに何らかの機能を実行させる者は、犯罪により有罪であり、有罪判決が出されたときは、5,000ドル以下の罰金刑又は2年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処し、再犯の場合には、10,000ドル以下の罰金刑又は3年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処す。
- (2) 本条に基づく犯罪の結果として損害が生じた場合は、当該の犯罪により有罪判決を受けた者は、50,000ドル以下の罰金刑又は7年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処す。
- (3) 本条の適用上、当該の行為が以下のいずれかを対象としていたかは重要ではない。
  - (a) 特定のプログラム又はデータ
  - (b) あらゆる種類のプログラム又はデータ
  - (c) 特定のコンピュータに保存されているプログラム又はデータ

Section 4 Access with intent to commit or facilitate commission of offence

- (1) Any person who causes a computer to perform any function for the purpose of securing access to any program or data held in any computer with intent to commit an offence to which this section applies shall be guilty of an offence.

<sup>12</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>13</sup> コンピュータの不正使用及びサイバーセキュリティ法（チャプター50A）の日本語訳は、本調査研究のための仮訳である。

- (2) This section shall apply to an offence involving property, fraud, dishonesty or which causes bodily harm and which is punishable on conviction with imprisonment for a term of not less than 2 years.
- (3) Any person guilty of an offence under this section shall be liable on conviction to a fine not exceeding \$50,000 or to imprisonment for a term not exceeding 10 years or to both.
- (4) For the purposes of this section, it is immaterial whether
- (a) the access referred to in subsection (1) is authorised or unauthorised;
  - (b) the offence to which this section applies is committed at the same time when the access is secured or at any other time.

第4条 犯罪を犯す又は促進する意図をもつてのアクセス

- (1) いずれかのコンピュータに保存されているプログラム又はデータへのアクセスを確保する目的で、本条の適用される犯罪を犯す意図をもって、コンピュータに何らかの機能を実行させる者は、犯罪により有罪である。
- (2) 本条は、財産、詐取、不正行為を伴う又は身体への損傷を生じさせる犯罪であつて、有罪判決が出されたときに2年以上の拘禁刑により罰せられるものに適用される。
- (3) 本条に基づく犯罪により有罪となった者は、有罪判決が出されたときに、50,000ドル以下の罰金刑又は10年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処せられる。
- (4) 本条の適用上、以下の事項は重要ではない。
- (a) 第1項にいうアクセスが権限のあるものか否か
  - (b) 本条が適用される犯罪が、アクセスが確保されたと同時に又は他の時期に行われたかどうか

<刑法<sup>14</sup>>

## Penal Code (Chapter 224)

### Section 378 Theft

Whoever, intending to take dishonestly any movable property out of the possession of any person without that person's consent, moves that property in order to such taking, is said to commit theft.

(the rest omitted)

第378条 窃盗

他人の同意なく動産を不正に奪取しようとして、当該目的でその財物を動かす者は、窃盗の罪とする。  
(以下、省略)

### Section 379 Punishment for theft

Whoever commits theft shall be punished with imprisonment for a term which may extend to 3 years, or with fine, or with both.

第379条 窃盗の刑

窃盗をはたらいた者は、最高3年の懲役、罰金又はその両方に処せられる。

<sup>14</sup> シンガポール刑法 (チャプター224) の日本語訳は、本調査研究のための仮訳である。

## Section 415 Cheating

Whoever, by deceiving any person, whether or not such deception was the sole or main inducement, fraudulently or dishonestly induces the person so deceived to deliver any property to any person, or to consent that any person shall retain any property, or intentionally induces the person so deceived to do or omit to do anything which he would not do or omit to do if he were not so deceived, and which act or omission causes or is likely to cause damage or harm to any person in body, mind, reputation or property, is said to “cheat”.

## 第415条 詐取

何人かを詐取し、そのような詐取が単独又は主要な動機であったか否かにかかわらず、詐取された者が財産を他の者に引き渡すよう詐取的又は不正に仕向け、他の者が財産を保持することに同意させ、又は詐取された者が詐取されていなかった場合には、行わないか又は行うのを怠らないようなことを故意に行わせ又は怠らせる者は、当該作為又は不作為が何人かの身体、精神、評判又は財産に損害を生じるか又は生じる可能性がある場合には、「詐取する」という。

## Section 420 Cheating and dishonestly inducing a delivery of property

Whoever cheats and thereby dishonestly induces the person deceived to deliver any property to any person, or to make, alter or destroy the whole or any part of a valuable security, or anything which is signed or sealed, and which is capable of being converted into a valuable security, shall be punished with imprisonment for a term which may extend to 10 years, and shall also be liable to fine.

## 第420条 財産を引き渡すよう詐取し、不正に仕向ける行為

詐取し、それによって詐取された者が財産を他の者に引き渡すよう不正に仕向け、又は有価証券の全部若しくは一部又は署名若しくは封印された物であって、有価証券に変換できるものを作成、改ざん又は廃棄させる者は、最高10年までの拘禁刑により罰し、また、罰金刑に処する。

## (3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

シンガポールでは不正ラベル・不正包装の故意の使用については、商標法に基づいて刑事罰が科される<sup>15</sup>。故意の使用については、商標法第46条(2)(a)のように「欺くことを予想して」、又は同第47条(1)若しくは同第49条(c)「善意であることを証明しない限り」という内容で規定されている。

## &lt;商標法&gt;

## 第46条 商標の模造

- (1) 登録商標を模造する者は、有罪とし、10万ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。
- (2) 登録商標の所有者の同意なく次を行う者は、登録商標を模造したとみなされる。
  - (a) 欺くことを予想して登録商標と同一若しくは非常に類似する標識を作成する者、又は

<sup>15</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

(b) 改変、追加、削除、部分的除去その他により、真正な登録商標を変造する者  
(以下、省略)

第47条 登録商標の商品及びサービスへの不正な適用

(1) 登録商標を商品又はサービスへ不正に適用した者は、善意で行為したことを証明しない限り、有罪とし、10万ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

(2) 本条及び第49条、第53条及び第53A条の適用上、次の場合は、ある者は商品又はサービスに登録商標を不正に適用するものとされる。

(以下、省略)

第49条 商標を不正に適用した商品の輸入又は販売

登録商標が不正に適用された商品を、

(a) 取引若しくは製造の目的でシンガポールに輸入する者、

(b) 販売する若しくは販売のために申し出る若しくは陳列する者、又は

(c) 取引若しくは製造の目的で所持する者は、

(i) 本条に基づく違反に対してすべての合理的な注意を講じており、主張される違反の時点で標章の真正さを疑う理由がなく、訴追により若しくはこの代わりになされた請求に基づき、その商品入手した者に関するすべての情報を自己の権限において与えたこと、又は

(ii) 善意で行為したこと、

を証明しない限り有罪とし、商標が不正に適用された商品又は事物ごとに1万ドル以下(ただし、総額で10万ドル以下)の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

シンガポールでは映画の盗撮行為については、「映画の展示を承認する有効な証明書なしに映画を複製する」場合は、映画法第21条(1)(c)が適用されることがある<sup>16</sup>。

<映画法<sup>17</sup>>

**Films Act (CHAPTER 107, 1998 Rev. Ed.)**

21. Penalty for possession, exhibition or distribution of uncensored films

(1) Any person who

(a) has in his possession;

(b) exhibits or distributes; or

(c) reproduces,

any film without a valid certificate, approving the exhibition of the film, shall be guilty of an offence and shall be liable on conviction

<sup>16</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

<sup>17</sup> シンガポール映画法(チャプター107、1998年改訂)の日本語訳は、本調査研究のための仮訳である。

- (i) in respect of an offence under paragraph (a), to a fine of not less than \$100 for each such film that he had in his possession (but not to exceed in the aggregate \$20,000); and
  - (ii) in respect of an offence under paragraph (b) or (c), to a fine of not less than \$500 for each such film he had exhibited, distributed or reproduced, as the case may be (but not to exceed in the aggregate \$40,000) or to imprisonment for a term not exceeding 6 months or to both.
- (2) Any Censor and any Deputy or Assistant Censor and any Inspector of Films may at all reasonable times enter any place in which any film is kept or is being or is about to be exhibited and may examine the film, and if on such examination he has reasonable grounds for believing that an offence under this section has been or is about to be committed in respect of the film he may seize the film and any equipment used in the commission of the offence.
- (3) Any film and equipment seized under subsection (2) in respect of which any person has been convicted under this section shall be forfeited and shall be destroyed or otherwise disposed of in such manner as the Minister may direct.
- (4) For the purposes of this section if any film is altered in any way after it has been approved for exhibition under this Act, the film shall be deemed not to have been so approved.”

21. 無検閲の映画の所持、展示又は配布に対する罰則

- (1) 得映画の展示を承認する有効な証明書なしに映画を
- (a) 所持し、
  - (b) 展示又は配布し、又は
  - (c) 複製する者は、
- 犯罪により有罪であり、有罪判決が出されたときは、以下に処される。
- (i) 第a号に基づく犯罪に関しては、所持している該当する各映画につき100ドル以上の罰金刑（ただし、総額20,000ドルを超えない）
  - (ii) 第b号又は第c号に基づく犯罪に関しては、その者が展示、配布又は複製した各映画につき500ドル以上の罰金刑（ただし、総額40,000ドルを超えない）又は6か月以下の拘禁刑又はそれらの併科
- (2) 映画の検閲者及び副検閲者若しくは検閲者補佐及び検査官は、合理的な時間であれば随時、映画が保管され、展示され、展示されようとしている場所に立ち入ることができ、映画を検査することができ、そのような検査時に、本条に基づく犯罪が行われたか又は行われようとしていると信じる合理的な理由がある場合は、当該犯罪に使用された映画及び設備を差し押さえることができる。
- (3) 本条に基づき有罪判決を受けた者に関して、第2項に基づき差押えられた映画及び設備は没収され、廃棄されるか、又はそれ以外の場合には大臣が命令する方法により処分されるものとする。
- (4) 本条の適用上、本法に基づき展示が承認された後に、何らかの方法で映画が改ざんされた場合、当該の映画は承認されていないものと見なされるものとする。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

シンガポール知財庁 (IPOS) のウェブサイトにおいて、2004年から2015年までの（警察主導及び連携しての）商標及び著作権の摘発の件数及び当局による差押額の合計に関

する統計情報が公表されている<sup>18</sup>。2011年から2015年の統計値は表5のとおりである。

表5 税関における知的財産権の侵害品の差押えの統計値<sup>19</sup>

年	著作権	商標	合計	押収品金額 (シンガポールドル <sup>※1</sup> )
2011	35	197	232	1,973,549.00
2012	30	224	254	2,023,057.00
2013	12	182	194	2,679,353.80
2014	7	162	169	1,480,738.70
2015	3	163	166	16,334,863.50

※1 1シンガポールドル=約81円 (2017年3月2日時点<sup>20</sup>)

### 17.1.3 民事措置の内容及び実施状況

#### (1) 概要

シンガポールでは、知的財産権の侵害に対して民事による救済を求めることができる。具体的には、権利者は侵害行為の差止、損害賠償又は利益返還を求めることができる。以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

表6 民事措置の概要<sup>21</sup>

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	(i) 模造商標が使用された商品又はサービスの種類ごとに10万ドル以下、かつ (ii) 侵害による実際の損失が100万ドルを超えていることを原告が証明する場合を除き、総額100万ドル以下	商標法第 31 条
	(i) 著作権侵害に関する著作物又は主題の案件ごとに10,000ドル以下で、 (ii) 総額で200,000ドル以下、ただし原告が、侵害による実際の損害額が200,000ドルを超えることを証明した場合はこの限りではない。	著作権法第 119 条
追加的損害賠償制度	侵害による損害の額を算定するにあたり、当該状況において適切と考える追加の損害賠償を命じることができる。	著作権法第 119 条 <sup>※1</sup>

※1 商標法には相当する明確な規定はない。

#### (2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

模倣被害に対する損害賠償については、商標法及び著作権法に規定されている。また、

<sup>18</sup> IPOS ウェブサイト URL:<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/IPResources/Statistics/IPRStatistics.aspx> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>19</sup> 質問票調査に基づく。(警察主導及び連携しての) 著作権関連の摘発(レイド)の件数及びシンガポール当局による差押額の合計に関する統計値。

<sup>20</sup> 下記のウェブサイトの為替レートを記載した。

URL: <http://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=1&From=SGD&To=JPY> (最終アクセス日: 2017年3月2日)

<sup>21</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。



追加的損害賠償については、著作権法には侵害の程度に応じて追加賠償を請求できる規定があるが、商標法では明確に規定したものはない<sup>22</sup>。

<商標法>

第31条 侵害訴訟

(中略)

(2) 本法の規定に従うことを条件として、裁判所が侵害訴訟において付与することのできる救済の種類には次を含む。

(a) 差止命令（もしあれば、裁判所が適当と認める条件に従う）

(b) 損害賠償

(中略)

(5) 登録商標侵害に係る訴訟において、侵害が商品又はサービスに関する模造商標の使用に係る場合は、原告は次を選択する権利を有する。

(a) 損害賠償及び当該賠償に算入されていなかった侵害に起因する利益の返還

(b) 利益の返還、又は

(c) 次の法定損害賠償

(i) それに関して模造商標が使用された商品又はサービスの種類ごとに10万ドル以下、かつ

(ii) 侵害による実際の損失が100万ドルを超えていることを原告が証明する場合を除き、総額100万ドル以下。

(6) 裁判所は、(5)(c)にいう法的損害賠償を裁定する際、次を考慮するものとする。

(a) 登録商標侵害の重大さ

(b) 侵害により原告が受けた又は受ける虞のある損失

(c) 侵害により被告に生じたと認められる利益

(d) その他の類似の侵害事例を防止する必要性、及び

(e) その他のすべての関連事項

<著作権>

Section 119 Action for infringement

(the rest omitted)

(2) Subject to the provisions of this Act, in an action for an infringement of copyright, the types of relief that the court may grant include the following:

(the rest omitted)

(d) where the plaintiff has elected for an award of statutory damages in lieu of damages or an account of profits, statutory damages of

(i) not more than \$10,000 for each work or subject-matter in respect of which the copyright has been infringed; but

(ii) not more than \$200,000 in the aggregate, unless the plaintiff proves that his

<sup>22</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

actual loss from such infringement exceeds \$200,000.

(the rest omitted)

(4) Where, in an action under this section

- (a) an infringement of copyright is established; and
- (b) the court is satisfied that it is proper to do so, having regard to
  - (i) the flagrancy of the infringement;
  - (ii) any benefit shown to have accrued to the defendant by reason of the infringement; and
  - (iii) all other relevant matters,

the court may, in assessing damages for the infringement under subsection (2)(b), award such additional damages as it considers appropriate in the circumstances.

(5) In awarding statutory damages under subsection (2)(d), the court shall have regard to

- (a) the nature and purpose of the infringing act, including whether the infringing act was of a commercial nature or otherwise;
- (b) the flagrancy of the infringement;
- (c) whether the defendant acted in bad faith;
- (d) any loss that the plaintiff has suffered or is likely to suffer by reason of the infringement;
- (e) any benefit shown to have accrued to the defendant by reason of the infringement;
- (f) the conduct of the parties before and during the proceedings;
- (g) the need to deter other similar infringements; and
- (h) all other relevant matters.”

#### 第119条 著作権侵害の訴訟

(中略)

(2) 本法に従い、著作権侵害訴訟において裁判所が認めることのできる救済には以下のものがある。

(中略)

(d) 原告が、利得返還の代わりに法定損害賠償の裁定を選択した場合には、以下の法定損害賠償となる。

- (i) 著作権侵害に関する著作物又は主題の案件ごとに10,000ドル以下で、
- (ii) 総額で200,000ドル以下、ただし原告が、侵害による実際の損害額が200,000ドルを超えることを証明した場合はこの限りではない。

(中略)

(4) 本条に基づく訴訟において

- (a) 著作権の侵害が立証され、かつ
- (b) 裁判所が、以下の各事項を考慮して適切と考える場合には、
  - (i) 侵害の凶悪性、
  - (ii) 侵害によって被告が得たと立証される利益
  - (iii) その他の関連する事情裁判所は、第(2)項(b)に基づく侵害による損害の額を算定するにあたり、当該状況において適切と考える追加の損害賠償を命じることができる。

(5) 裁判所は第(2)項(d)に基づく法定損害賠償を裁定する場合に、次を考慮する

- (a) 侵害行為の性質と目的。ここで侵害行為が業によるものか否かも含む。
- (b) 侵害の凶悪性
- (c) 被告の行為の悪意の有無

- (d) 侵害により原告が受けた又は受ける虞のある損失
- (e) 侵害により被告に生じたと認められる利益
- (f) 手続前又は手続中の当事者らの行為
- (g) 類似の特許侵害を阻止する必要性
- (h) その他の全ての関連事項

### (3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

知的財産権に関する該当する統計情報について公表されたものはない<sup>23</sup>。

---

<sup>23</sup> 本調査研究における質問票調査に基づく。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>